

管路維持管理警備業務仕様書

1 目的

この仕様書は、一般財団法人さっぽろ水道サービス協会（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）との間で交通誘導警備業務委託（以下、「本業務」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 遵守事項

本業務の実施にあたっては、この仕様書及び道路交通法並びに警備業法等関係法令に基づくものとし、本仕様書に定めのない事項、疑義が生じた事項については、甲、乙の間において別途協議のうえ決定するものとする。

3 業務の概要

甲が行う「管路維持管理業務」の調査点検作業中及び、調査点検箇所周辺において、人もしくは車両を円滑に誘導して、事故の発生を防止する業務である。

4 業務履行場所

札幌市内の甲が指定した場所。

5 業務の担当部署

本業務全般について協議を行う担当部署は以下のとおりとする。
一般財団法人さっぽろ水道サービス協会 技術部管路維持課
札幌市南区川沿2条2丁目2-7 札幌市水道局川沿庁舎1階
電話：011-572-3100 FAX：011-572-4600

6 提出書類

乙は、契約締結後、下表に挙げるものの他、随時必要な書類等を甲に遅滞なく提出しなければならない。

書類の種類	提出部数	提出期限
業務着手届 (様式-1)	1部	業務着手後速やかに
業務従事者名簿 (様式-2)	1部	業務着手後速やかに
業務日報 (様式任意)	1部	業務該当日の業務終了時に
業務完了届 (様式-3)	1部	業務完了後速やかに
業務月報 (様式-4)	1部	業務完了後速やかに
業務月報内訳書 (様式任意)	1部	業務完了後速やかに
業務完了届 (様式-5)	1部	全業務完了後

※ 業務日報について、乙は、業務該当日の業務終了時に警備員氏名、業務場所、業務時間帯を記載した業務日報を提出し担当者の確認を受けること。

7 警備業務場所及び業務時間の指定

警備業務場所及び業務時間は、甲が前日（17時）までにFAX等により指示した場所及び時間とするが、業務時間の延長は甲の指示によるものとする。なお、甲が日勤及び夜勤を指定し、業務時間が4時間以内で完了した場合は半日扱いとする。

時間項目	項目内容
日勤	8時00分から17時00分
夜勤	20時00分から5時00分
早朝	4時00分から8時00分
半日	日勤及び夜勤で示した時間のうち業務時間が4時間以内

8 委託料の計算方法

本業務に係る委託料については、契約書に示す「1日1人あたりの基本委託料」（以下、基本委託料という。）に別添「委託料係数表」に示す委託料係数を乗じて算定することとする。

9 委託料の請求

委託料の請求にあたっては1ヶ月単位とし、業務実施月の翌月10日までに甲に請求するものとする。

10 人員配置

乙は、業務遂行のため、甲が指定した場所に指定した人員を配置し、業務が円滑かつ確実に実施できるように業務従事者を確保すること。また、本業務に携わる警備員は、関係法令等に基づく配置基準を満たした者を従事させること。また、警備員の制服は、法令等で定められた制服を着用すること。

11 公安委員会認定路線における交通誘導警備員の配置について

本業務のうち、公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線については、警備業法に定める警備員であって、警備業務検定の交通誘導警備業務1級又は2級検定合格者を配置すること。なお、人員の配置については甲が指定する。また、交通誘導警備員としての資格等が確認できる資料を提出すること。

「公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線」については、北海道警察ホームページによる。

12 警備員の移動

業務は、複数個所を移動しながら行うため、警備員が移動を行う際には迅速に移動を行うこと。なお、これに係る警備員の移動は乙の負担とする。

13 安全設備等

業務箇所に設置する安全確保に係る設備器具等については、甲の負担とする。ただし、反射チョッキ及び誘導棒等の警備員が装備するものについては、乙の負担とする。

14 安全確認

業務の履行にあたっては、事故の防止に細心の注意を払い安全で効率的に実施し、かつ道路交通法等関係法令を厳守しなければならない。

警備の場所は、一般車両及び人等が通行することから事前に調査を行い、あらかじめ事故の発生を防止できるよう社内打合せ等を行うこと。

15 負担の範囲

乙の責に起因して、本業務中に発生した一般車両等の事故・人身事故等の事故に対する損害賠償及び警備員の人身事故等の補償については、一切を乙が責任をもって行うこと。ただし、甲の責に起因したものについては、この限りではない。

16 業務の終了検査

業務の完了検査は、業務完了届の提出毎に甲が行うものとする。

(令和8年度委託料係数表)

別 添

1 契約料係数表 (無資格者)

契 約 項 目 (1人当たり)	委託料 〔 委託料係数 〕
(1) 日勤 (8:00 から 17:00 まで)	1. 0 0 0
(2) 半日 (日勤) (日勤の時間帯で業務時間が4時間以下)	0. 7 0 0
(3) 早朝 (4:00 から 8:00 まで)	0. 7 1 9
(4) 日勤・早朝に対する超過時間 1時間当たり委託料	0. 1 4 4
(5) 夜勤 (20:00 から 5:00 まで)	1. 1 1 3
(6) 半日 (夜勤) (夜勤の時間帯で業務時間が4時間以下)	0. 7 7 5
(7) 夜勤に対する超過時間 1時間当たり委託料	0. 1 6 7

(令和8年度委託料係数表)

2 契約料係数表 (有資格者)

※ 無資格者の日勤の金額を以下の委託料係数に乘法し積を求める。(小数点第4位以下切捨)

契 約 項 目 (1人当たり)	委託料 〔 委託料係数 〕
(1) 日勤 (8:00 から 17:00 まで)	1. 2 0 7
(2) 半日 (日勤) (日勤の時間帯で業務時間が4時間以下)	0. 8 4 4
(3) 早朝 (4:00 から 8:00 まで)	0. 8 6 7
(4) 日勤・早朝に対する超過時間 1時間当たり委託料	0. 1 7 3
(5) 夜勤 (20:00 から 5:00 まで)	1. 3 4 3
(6) 半日 (夜勤) (夜勤の時間帯で業務時間が4時間以下)	0. 9 3 5
(7) 夜勤に対する超過時間 1時間当たり委託料	0. 2 0 1